

福祉用具のご相談は、まるしんにお任せください。

◎介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与

在宅療養するために、日常生活に必要な介護用具等がレンタルできます。
車イスやベッド等の福祉用具が対象になります。

(一部の用具に関しては、要支援1・2、要介護1は対象から外れます。)



◎介護予防福祉用具購入費の支給 福祉用具購入費の支給

在宅療養するために、日常生活に必要な排泄、入浴等でお使いになる用具の購入費が支給されます。
要介護状態区分にかかわらず、ご利用できる上限額は10万円です。(期間は1年間)

◎介護予防住宅改修費の支給 住宅改修費の支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給されます。

要介護状態区分にかかわらず、ご利用できる上限額は20万円です。

介護保険適用の方は自己負担は1割でご利用できます。

(介護保険が適用にならない方へのご相談も応じております。お気軽にご相談ください。)

9月より買い物代行サービスを開始します。

- 対象エリア 伏木・太田地区その周辺。(それ以外の地域についてもご相談に応じます。)
- 対象品目 原則は、食料品と生活雑貨、福祉用具です。
- 注文 配達日の前日(17時まで)にご予約ください。
月曜日～金曜日に配達いたします。
- 料金 配達料金は無料です。
- サービス内容 スーパーマーケット「ふしき屋」折り込み広告に従い電話・ファックスでご注文を受け付けます。配達希望日の日時に合わせて購入し、ご自宅にお届けします。
その際、受け取りのサインをいただき安否確認を行い、必要に応じてケアセンター等と連携します。ただし、事前にご登録していただくことになります。

(※買い物代行サービスは介護保険の適用外サービスです。)

申 込 用 紙

ご 利 用 者		代 理 人	
氏 名	印	氏 名	印
住 所		住 所	
電話番号		電話番号	

福祉用具のレンタル、販売についてご相談がしたい。

買い物代行サービスのお申し込みがしたい。

電話 44-2248にご連絡ください。この申込用紙を取りに伺います。(FAX 44-6833での受け付けも可能です。)